

## 火災被害拡大に係る課題について

## 1. 火災時の人的対応について

長崎での火災における課題	課題への対応に向けた論点
<p>ア 火災通報装置が適切に操作されていない。</p> <p>イ 発信機の機能が理解されていなかった。</p> <p>ウ 消火器による初期消火が行われなかった。</p> <p>エ 結果として同一防火区画内においても屋外までの避難をさせることができなかった。</p>	<p>(1) 人員体制について</p> <p>ア 多数の自力避難困難な者がいる施設の夜間の時間帯において、従業員は、どのような対応をとるべきか。</p> <p>イ 近隣の協力体制は十分だったか。</p> <p>(2) 教育訓練について(参考資料1、2、3)</p> <p>ア 事業者の従業員に対して効果的な訓練を行うためには、どのような対策が必要か。</p> <p>イ 自力避難困難者を避難させる具体的な手法について検討が必要ではないか。</p> <p>(3) 発信機の操作(ベルの鳴動)と火災通報装置(119番通報)との連動について(参考資料4、5)</p> <p>ア ボタン押し間違い等への対応を講じることにより操作がしにくくなることをどう考えるか。</p> <p>イ 非火災時の出動が増える可能性があるが、どう考えるか。</p>

## 2. 被害の拡大要因について

長崎での火災における課題	課題への対応に向けた論点
<p>ア 出火階以外での被害が拡大した要因の一つとして、防火区画が建築基準に不適合であったことが関連した可能性がある。</p> <p>イ 1階にいた避難困難な方が避難階(2階)まで階段で逃げるのは容易ではなかった可能性がある。</p> <p>ウ 法令違反の状況について、行政機関間で情報が共有されていなかった。</p>	<p>(1) 構造上の課題への対応について 防火区画など防火上の法令違反への対応等について、消防本部と建築部局とが連携してどのように進めるべきか。(参考資料6)</p> <p>(2) 避難困難者への対応について 避難階以外に避難困難な者が入居している場合に、上記1.の人的対応を前提に避難に関する構造・設備・機器等による対応をどのように考えるか。</p> <p>(3) 関係行政機関間での情報共有について (参考資料7) ア 各法令上の違反事項をどのような体制で情報共有していくか。 イ 他法令で違反がある場合の指導をどのように行っていくか。</p>

### 3. より高い安全性の確保に向けた論点の整理

長崎での火災における課題	課題への対応に向けた論点
<p>○ スプリンクラー設備の設置がされていなかった。</p>	<p>(1) スプリンクラー設備設置義務について</p> <p>ア 長崎火災では初動対応・防火区画の不備が被害拡大の要因と考えられるが、スプリンクラー設備が設置されていればより確実に被害の軽減が図られたことが期待されるものである。このような施設ではスプリンクラー設備による着実な避難への支援が不可欠であると考えてよいか。</p> <p>イ 平成18年報告では「出火区画内の入所者が安全な時間内に当該区画外に避難しうると考えられる」ものや、「平屋建てで一定面積以下のものにあっては、入所者数が少なく、安全な時間内に容易に屋外に避難することができる等の防火上の特性を有する」ものについて、スプリンクラー設備を設置する必要がないものとされているが、現状において、その状況をどのように考えるか。(参考資料8)</p>

長崎での火災における課題	課題への対応に向けた論点
	<p>(2) 小規模の施設でのスプリンクラー設備の設置促進に向けた取り組みについて</p> <p>ア 特に小規模な施設に特有の財政的な課題があるのではないか。</p> <p>イ 必要な水量・圧力の確保に係る技術的な課題があるのではないか。(参考資料9)</p> <p>(3) 利用者に対する情報提供について (参考資料10)</p> <p>ア スプリンクラー設備有無等の安全情報を利用者等が活用できるように提供していくためにはどうしたらよいか。</p> <p>イ 法令以上の安全対策を講じている施設がその旨を表示することなども検討してはどうか。</p> <p>(4) 防災性能を有する物品の使用推進について より消火の効果を上げ、避難の時間の確保に資する、防災性能を有する寝具や布張家具等の使用の推進にどう取り組むか。</p>